

令和3年 第4回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年4月12日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第4回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年4月12日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 18名
- |       |           |       |         |       |           |
|-------|-----------|-------|---------|-------|-----------|
| 1番委員  | 榎 洸 武 重   | 2番委員  | 星 野 敏 雄 | 3番委員  | 内 海 博 光   |
| 5番委員  | 廣 田 尚 夫   | 6番委員  | 石 坂 哲 次 | 7番委員  | 今 井 育 男   |
| 8番委員  | 吉 野 拓 夫   | 9番委員  | 星 野 榮 一 | 10番委員 | 阿 部 均 司   |
| 11番委員 | 森 下 一 郎   | 12番委員 | 本 多 偉 男 | 13番委員 | 本 多 通 治   |
| 14番委員 | 原 澤 幸 好   | 15番委員 | 原 澤 章   | 16番委員 | 田 村 隆 司   |
| 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 | 19番委員 | 高 橋 久 美 子 |
- 4 欠席委員
- 4番委員 高橋 公 利
- 5 議事録署名委員
- 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- 事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之  
書記 我 妻 園 華

- 7 会議に附した事件
- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第18号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第19号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

### 協議事項・報告事項

- (1)農地法第18条第6項の規定による通知について  
(2)農地法第4条第1項第8号による届出書について  
(3)農業経営改善計画の認定について

### その他

- 8 会議の成立
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。  
顛 末  
議 長 | 会長議長となり、議事録署名委員に14番原澤幸好委員・15番原澤章委員を

指名し議事に入る。

続きまして、議事に移ります。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明いただきました。

では、まず最初に、番号1番の〇〇の件です。この件につきまして、5番の廣田委員に現地の調査と確認をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当地区の廣田です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

4月8日、現地を見てきました。

場所的には〇〇公園、〇〇橋より北へ150mほどの田畑で、今まで借りて作っていた〇〇さんが購入して田畑を継続耕作するというので、同日、譲渡人の〇〇さんにも確認できました。

耕作意思の確認ですが、4月8日、本人の意思も確認でき、実行は確実と思われま。耕作面積は10a以上ですので、問題ありません。

周辺農地利用の支障の有無は、周辺は農道や田畑道や水路であり、支障ありません。

その他、懸案事項は特にありません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたわけですが、委員の皆様のほうから質問、意見等がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、申請のとおり決定をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「はい」の声）

異議なしと認めて、申請のとおり決定をいたします。

続いて、番号の2番、〇〇の〇〇さんの件ですが、これは10番の阿部委員に現地に確認と調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員

10番、阿部均司です。

農地法第3条による申請事案の調査結果についてご報告をいたします。

4月6日に譲受人、息子さんなんですが、確認をしてきました。

農業者年金の関係にて、以前に使用貸借の手続はしてあるそうです。

耕作地なんですけれども、〇〇地内、国道17号線から〇〇地区という地区に入っていく〇〇という場所にほとんど集約しています。

譲受人は、現在、会社員なんですが、仕事の中抜けというんですか、朝夕の仕事で、日中は自宅に戻って農業のほうを以前もしているということで、農業をしていく分には何ら問題はないと思われます。

それから、周辺農地の支障云々というのは、以前から同じことをしまして経営をしてきておりますので、特段問題はあるとは思いませんので、以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、質問、意見等ございますか。

なければ、申請のとおり決定をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、3番の件ですが、これにつきましては、12番の本多偉男委員に現地の確認と調査をお願いしてございます。結果の報告をお願いいたします。

12番委員

4月7日に本人に会って、現地を確認いたしました。

本人、譲渡人の方は、高齢で譲受人に贈与したいというようなことのようにございます。これから耕作される〇〇さんなんですけれども、289aというような大変大きい面積を耕作されている方でございます。今後の計画としては、野菜等の栽培を行っていきたいというようなことで、本人に確認できましたので、ご報告いたします。

ここが荒地になるということはほぼ考えられないというような状況ですので、審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、質問、意見等ございますか。

ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「はい」の声)

異議なしと認めて、申請のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

そうしましたら、4ページをお開きください。

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしく願いいたします。

議 長 事務局から説明いただきました。  
この件に対しまして、現地の確認を5番の廣田委員にお願いしてございますので、結果の報告をお願いします。

5番委員 5番、〇〇担当地区の廣田です。  
農地法第4条による申請事案の調査結果について報告いたします。  
物置きという事後報告ということで、4月8日、年配の〇〇さん宅を訪問し、現地を確認してきました。  
場所的には、〇〇より東へ2、30mほどです。年数は経過していますが、物置小屋になっていました。  
転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、年数の経過がしており、実施済みでした。  
申請面積の妥当性ですが、こぢんまりした物置で周辺の利用状況からも適当と思われまます。  
周辺農地の営農状況への支障の有無や、転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、周辺は土手や菜園に囲まれておりますので、支障が発生する見込みはありません。  
その他に想定される懸案事項等は特に見当たりません。  
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、皆様方から質問、意見ございましたらお願いいたします。  
ないようですので、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「はい」の声）  
異議なしと認めて、そのように決定をさせていただきます。  
続きまして、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 そうしましたら、6ページをお開きください。  
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。  
別紙記入事件、1件です。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この件に対しまして、1番の榎渕武重委員に現地の確認と調査をお願いして  
ございます。結果の報告をお願いいたします。

1番委員

1番の榎渕武重です。

5条案件ということで、〇〇さん所有の田んぼを売買で〇〇さんに譲渡とい  
う、それを駐車場と物置を建てたいというような事案でございます。

場所は、〇〇の駅前のあの信号を南へ下ってそうすると、都市計画道路とい  
いますか、河原に向かっているんですが、〇〇のほうから来る道路があり、ぶ  
つかるんですが、そこを左に行って50mぐらいかな。そこのちょっと奥まっ  
たところが現地でございます。

4月10日に伺って、多分、土曜日だからお休みではないかなとも思ったん  
ですが、たまたま仕事で出かけて、お母さんが多分90ぐらいになるのではな  
いかと思うんですが、現地はここですということでちょっとご案内いただいた  
んですが、詳しい話はせがれということで、なかなかうまくいなくて。現地  
を見た以上、杭も何も入ってなくて、農業委員会で許可が出たら、いろん  
な手続もしていきたい、作業を入れたいという逆パターンになっちゃったので、  
どこからどこまでが正確なものかなという面積がちょっとあれですが、多分、  
402㎡とうたってありますから、まあ、ここだろうなというもので見てまい  
りました。

すぐ目の前が、今、ブロック塀がある左ですね、そこが今回の申請事案なん  
ですが、その続きも田んぼが見えると思うんですが、それも〇〇さんというか、  
お父さんが農家でございまして、一生懸命やっていたんですけども、亡くな  
られて、相続が娘さん1人というふうになっちゃったんですが、それで相続  
してしまって、このところ不耕作地帯というふうになっております。それで、  
耕作できない、売るよというようなことになったんだろうと思います。

それで、先ほど言われたように、この土地は第一種低層住居専用地域とい  
うか住宅地域になっておりますので、別段、農振がかぶっているとかそういうこ  
とではないので大丈夫かなと思いますし、耕作する意識がなくて、できたら処  
分したいというような地主さんの意向もあるようですから、耕作に関しても問  
題はないのかなと思っております。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただいたとおりでございますが、皆様のほうから質問、意  
見ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

なければ、申請のとおり許可を決定したいと思いますが、ご異議ございませ  
んか。

(「はい」の声)

異議なしと認めて、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第18号 農用地利用集積計画に対する意見決定につい  
て、お願いいたします。

事務局

8ページをお開きください。

議案第18号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。

別紙記入事件、12件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年、14,892㎡。使用貸借の通年、1,450㎡。利用権存続期間は5年、14,751㎡、10年、1,591㎡。畑の賃貸借の通年、5,917㎡。利用権存続期間は10年、5,917㎡。田と畑の合計は22,259㎡。貸し手は10戸、借り手は9戸でございます。

10ページから11ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明いただきました。

これに対しまして、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、ただいまの説明のとおり決定をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第19号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)のものでございます。よろしく願いします。

事務局

12ページをお開きください。

議案第19号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、1件

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年、865㎡。利用権の存続期間は10年、865㎡、合計865㎡。貸し手は1戸、借り手も1戸でございます。

14ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長

事務局から説明が終わりました。

これに対しまして、皆様のほうから質問、意見等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、ただいま説明いただいたとおり承認をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

以上で議事が終わりました。協議・報告事項に移らせていただきます。

まず、協議・報告事項で1番目の農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局よりお願いいたします。

事務局

15ページをお開きください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。

議長

事務局より説明が終わりました。

先ほどの説明のあった第3条の関係する案件だということでございますので、このまま受理をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、協議・報告事項の2番、農地法第4条第1項第8号による届出書について、お願いいたします。

事務局

16ページをご覧ください。

協議事項・報告事項(2)です。

農地法第4条第1項第8号(農地法施行規則第32条第1項)の規定による届出書についてご報告させていただきます。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明をいただきました。

この件に関しましては、農業用施設ということで、規模についても10㎡から、かなり小さな面積でございますので、特に問題ないと思われまので、受理をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、3番、農業経営改善計画の認定についてを説明をお願いします。

事務局

17ページをご覧ください。

協議事項・報告事項(3)になります。

農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、新規が2件、継続が3件、計5件となります。

認定日は、それぞれ令和2年11月25日、令和3年1月20日、令和3年3月25日となります。

内容につきましては、恐れ入りますが、記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。



議長 ただいま説明をいただきましたとおり、経営計画の認定通知の報告がありましたので、ご承認をお願いいたします。

以上で協議・報告事項を終わって、その他に移ります。  
事務局からその他について何かありますか。

事務局 それでは、事務局長、私のほうから1点、ご相談というかありますので、ご紹介させていただきます。

内容は農地法第3条第2項第5号の別段の面積基準、いわゆる下限面積の設定の確認についてでございます。

事務局の小林から詳細をご説明申し上げます。

事務局 お世話になります。

お手元にA4縦の左上止めの資料があると思いますので、ご覧いただきたいと思っております。

これは、昨年、ちょうど1年前ですね、4月10日付で議案として上げさせていただきました、そのときの資料でございます。ちょっとこの補足というか、この別段の面積、改めて皆さんに説明するのはちょっとおこがましいとは思いますが、いゆる農地法の第3条で取得する際に、下限面積というのが設けられていると思っております。みなかみ町におきましては、地域によって下限面積が異なるというような、裏を見ていただくと、その地域ごとに何十aというような設定をさせていただいております。この設定につきましては、農地法に基づき農業委員会が、毎年内容を確認することが求められております。ですので、大体この年度初めのこの時期に議案として上げさせていただいているような状況でございます。

内容的には、平成26年に見直しをさせていただいて以来、大きな変動、内容の改定というのはされてきませんでした。常に同じ内容ですと更新というような形でさせていただきました。昨今、荒廃農地も徐々に増えたり、高齢化も平成26年に比べれば状況も変わってきているのかなというところもあったり、大きくは、皆さんもご存じのとおり、国が農林水産省が農林業センサスというものを5年に一度見直しをさせていただいていると思っております。最近では、2020が農林業センサスの調査年度となりまして、つい去年の12月ですか、国のほうでも概要版が既に報告されているところでございます。まだ各市町村の数値的なところが上がってきておりませんので、ちょっと資料として今日皆さんにお示しができていないんですが、そういったような状況にある中で、実情に合わせた形で見直していったらどうかなということ、ちょっと今日提案というか、ご相談させていただければというふうに思っています。

皆さんから、ちょっと去年の資料に基づいて、この数字をちょっと地域にそぐわないんじゃないかとか、いろいろご意見があればちょっとお聞きさせていただければというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長 事務局から説明いただいたとおりなんですが、一応、これについて第17条第1項に基づくもの、そういう50aに代わる面積として、40aというのが東峰と師田、それから30aが下津、上津、須川、新巻、羽場、それから、そ

れ以外はそういった10aを足してなっております。

でも、この前、私のほうで相談を受けたんですけれども、これ、東峰、師田だけが40aということで若干多くなっているといった状況がありまして、これは理由としては、特に大規模経営の農家が多いからだよというような形で今までずっときていたんですよ。それなので、これについて見直しが必要かなというのは、私、個人的には、事務局からそう言われたときは、これをほかの地区と特に変わらないような内容じゃないかなと思ったものですから、もう一回、じゃ、皆さんにお諮りをして、それで5月の議案として決めましょうかという形で、今日、ご相談させていただいてるようなわけでございますので、皆さんのほうから忌憚のない意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(「地元の農業委員さんのちょっと意見を聞きたい」の声)

地元の農業委員さんということで、本多さんと原澤さんはいらっしゃるんですけれども、どうでしょうか。

12番委員 確かに大きく経営されている農家は、ほかの地域に比べると多いかもしれないですね。どっちかといえば、ソバ等を栽培されている方もいらっしゃいますし、そのほかのリンゴ関係だとか、サクランボだとかいうようなものと、耕種的にもらっている農家が多いということですね。ですので、集約的にここに中心にやられている方というのは比較的少ない場所でございます。

議長 原澤さん、いらっしゃいますか。幸好さん、どうでしょう、この辺は。

14番委員 だから、うちのほうもみんな大型農家だから、これ以上みんな所有をして耕作というより、今、時代でやる人とやらない人が確実に区別されて、またこの面積に応じて農地を取得したいなんていう人はうちのほうもないから、この基準はどうだっていいと思うんですけれども。

議長 そうしたら、今、地元の委員さんのほうから意見を伺ったんですけれども、特に40aでも問題はないというご意見でございますので、このまま見直しをせずに下限面積について継続をして、40aという形でいきたいと思います。ほかの地区については特に。

事務局 ちょっと私のほうから補足を説明させていただきます。

そもそも、この別段の面積はなぜ設けたのかというところでございますが、会長が今言われたように、農地法でおければ原則は50a、5反歩というそういった規定があります。ただ、みなかみ町におきましては、当時、合併した後なんですけれども、平成20年に見直しさせていただいたのが多分一番最初だと思います。

そのときに、この別段の面積の意義というか、まず担い手がない、そういった不足している状況で新規の就農を受け入れる、要するに50aだとちょっと無理なだけけれども、30aとか10aだったら農地を取得できる可能性が広がるという観点で、そういったところを別段の面積を設けることによって農地を取得しやすいというような、これは国の制度としてそういったものが設けられたということですね。あとは遊休農地を減らす、そういった意義を、別段

の面積を設けることで地域が荒廃が少なくなるというような意図で、別段の面積をみなかみ町としては取組をさせていただいたということになります。

当時、先ほどちょっとお話にあった東峰、師田というところでは、比較的大きい農家の、農家戸数で言えば経営されている農家の人が多いというようなところで、そういった40aとか30aに設定させていただいたのかなというふうに思います。

ただ、先ほど説明してもらったとおり、平成26年の状況からもう7年ほどたっている状況でございます。また、先ほど説明した農林業センサスの結果等も踏まえまして、改善されているのか、されていないのかというのはちょっと今の段階で言えないんですけれども、そういった数値がどういう状況になるのかということをもう一度ちょっと用意させていただいて、皆さんにお諮りをさせていただければというふうに思います。

以上です。

1 番委員

いいですか。

議 長

はい。

1 番委員

ただいまの質問の件で、今はいい方の見解だと思うんだけど、他方、デメリットというかさ、それで一反歩買って農業者に認定されると、今度はそれを取得できるわけですね。そうすると、やっぱり、こういう言い方はあまりよくないけれども、他産業の方たちも権利を取得する。その辺のことでメリットとデメリット、その辺の兼ね合いをちょっと。

事務局

ありがとうございます。

そうですね、私、別段の面積についてのちょっと特徴的なところを一方的に説明させていただきました。じゃ、メリット、デメリットはあるのか。確かにそうですね。

大規模経営をされている地域において、小規模経営で入ってくる農家の新規の方が多くなってしまおうと、集約する農家の方にとってみると、小規模のいろんな職種というんですか、地域においてなじまないというようなところがまず出てくるのかなと思います。そういったところで、農地は取得しやすいんだけど、周りにおける大規模経営をされている農家の方にとってみると、ちょっといかなものかなというところは確かに出てくるかと。

1 番委員

いや、はっきり言ってさ、建設屋さんなんかさ、結局は農地を持っていて、農地を買えるような状況になっていて、そのところに分譲していくような格好が出てきちゃうんだよ、どんどん。後閑なんかで、ちょっとひとつきりはそういう状況があったんで、そういうのを懸念すると、これは非常に難しいものがあるんじゃないかなと思っております。そのぐらいにしておきましょう。

事務局

そうしましたら補足させていただきます。前回見直しが平成27年ですから7年たってどうなのかという検討が必要でないか伺いさせて頂き今回、仮にこのその他の状況で、皆さんのご意見をいただいた上で、次回、農業センサスの結果を見させていただいて、こういう結果になりました、7年前と変わってこ

ういう形になりました。必要ないよということであれば、その検討結果で確認したということになりますので、次回、議案の提案というかさせていただき、通常であれば4月に確認して、今年もこれでいきましょうという形になるところなんですが、今回、あえて確認を出さないで、5月でもう一度皆さんにお諮りしたいというところがございますので、ぜひまた資料を作った上でご相談させていただきたいと思いますので、ご承知いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

では、ほかに何か事務局からございますか。

(「特に」の声)

そうしたら、意見とその他を含めて、本日の次第は全て終わりましたので、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時18分〕